資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百五万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十一月二十五日であり、株主総会の決議は、平成二十四年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年三月三十日

掲載頁　一二三頁（号外第七十五号）

平成二十四年十月二十四日

東京都品川区南大井三丁目一六番五号

Ｄｅｋａ　Ｊａｐａｎ　Ｏｓａｋａ１株式会社

代表取締役　宇野　重樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百六十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十月二十四日

名古屋市中区橘一丁目一番二〇号

有限会社光栄

代表取締役　高木　久子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月十六日

掲載頁　六十一頁（号外第二二五号）

平成二十四年十月二十四日

大阪市西区京町堀一丁目一二番一四号天真ビル

エーエム工芸株式会社

代表取締役　本田　彰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十二月三日であり、株主総会の決議は、平成二十四年十月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十月二十四日

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目三番五号グリーンシャポービル

有限会社ワールド土地建物

取締役　宣城　一雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十一月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めます。

平成二十四年十月二十四日

埼玉県吉川市旭七番地一

株式会社丸和運輸機関

代表取締役　和佐見　勝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月八日を基準日と定め、同日十四時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十一月中旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年十月二十四日

静岡県藤枝市若王子七〇五番地の二

株式会社藤枝ＭＹＦＣ

代表取締役　小山　淳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月八日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十一月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年十月二十四日

大阪府泉大津市旭町二二番六五号

アルザ泉大津都市開発株式会社

代表取締役　豊西　晋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十月二十四日

仙台市若林区鶴代町三番一九号

株式会社加賀

代表取締役　菊池　政則

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年十一月十四日です。

平成二十四年十月二十四日

東京都渋谷区渋谷三丁目九番九号

キューアンドエー株式会社

代表取締役　金川　裕一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である安間俊一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十月二十四日

東京都千代田区岩本町一―六―七宮沢ビル四〇七室

大連鉄路起重機場

日本における代表者　安間　俊一

限定承認公告

本籍神奈川県大和市福田一九六五番地、最後の住所神奈川県大和市南林間六丁目六番二一号

被相続人　亡　長澤　齋

右被相続人は平成二十四年七月十日死亡し、その相続人は平成二十四年十月十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

東京都杉並区高円寺北四丁目二〇番五号

相続財産管理人　長澤　宏枝

限定承認公告

本籍石川県白山市末広一丁目七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹田　文子

右被相続人は平成二十四年八月二十一日死亡し、その相続人は平成二十四年十月十八日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十四日

石川県白山市末広一丁目七〇番地

限定承認者　竹田　司

訂正公告

平成二十四年十月十一日（号外第二二二号）掲載の決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年十月二十四日

岡山市南区豊浜町一二番八号

ゼノー・テック株式会社

代表取締役　岸本　泰博

正　誤

平成二十四年九月十四日（号外第二百一号）公布文部科学省令第三十二号（原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

三〇ページ上段終りから一八行目の次に次を加える。

4　文部科学省組織規則の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち文部科学省組織規則第五十条の改正規定を次のように改める。

第五十条第三項中「室長」の下に「及び地方放射線モニタリング対策官三人」を加え、同条中第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　地方放射線モニタリング対策官は、命を受けて、特定の地方における放射能調査並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する専門的事項についての処理に当たる。

ページ	段	行	誤	正
同日（同号外）文部科学省告示第百四十四号（原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示）				
（原稿誤り）				
一二五	上	終りから八	第十三条	第十二条
〃	〃	一	第十四条	第十三条

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十四日付第二三一号　九六ページ●同日付政府調達第二〇三号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）